

令和7年度郷土の名木・古木等保全事業実施要領

第1 趣旨

公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構（以下「推進機構」という。）は、地域のシンボルとなっている名木・古木等の保全に貢献しながら環境緑化に関する普及啓発を推進するため、第2に掲げる事業主体に対し、第3に掲げる支援を予算の範囲内で実施する。

第2 事業主体（申込者の要件）

対象とする樹木の所有者（団体、個人）、または対象とする樹木を管理している団体とする。ただし、国、県、市町村は除く。

第3 事業内容

この事業は、県民共通の財産であり、また地域のシンボルにもなっている名木・古木等を「緑の文化財」として保全するため、推進機構が派遣する樹木医により、診断カルテを作成するものである。

対象とする名木・古木等は、次のいずれかに該当する樹木とする。ただし、国、県、市町村が所有する樹木は原則として除く。

- (1) 県指定の天然記念物
- (2) 市町村指定の天然記念物

第4 所有者の承認

事業主体と所有者が異なる場合には、事業実施にあたり、事業主体の責任において当該樹木の所有者の承認を得なければならない。

第5 事業にかかる手続き

事業にかかる手続きは、別紙1のとおりとする。

その他、文化財保護条例等にかかる手続きが必要な場合は、事業主体の責任において行うものとする。

第6 事業の選考

申込のあった事業については、原則3件までを対象樹木として選考するものとする。選考にあたっては、現地確認のうえ、樹木保全の観点から事業の優先度を判断するものとする。

第7 事業申込の期限

事業申込の期限は、次のとおりとする。

令和7年5月1日（木）

附則

本要領は、令和7年3月17日から施行する。

別紙 1

<事業の手続き>

1 事業の申込

事業を実施しようとする事業主体は、市町村文化財担当部局を経由して、推進機構に事業申込書（別紙様式）を提出するものとする。

2 対象樹木の決定

申込のあった事業について、推進機構が樹木医を派遣して診断を行うと決定した場合は、市町村文化財担当部局を経由して、事業主体に通知する。

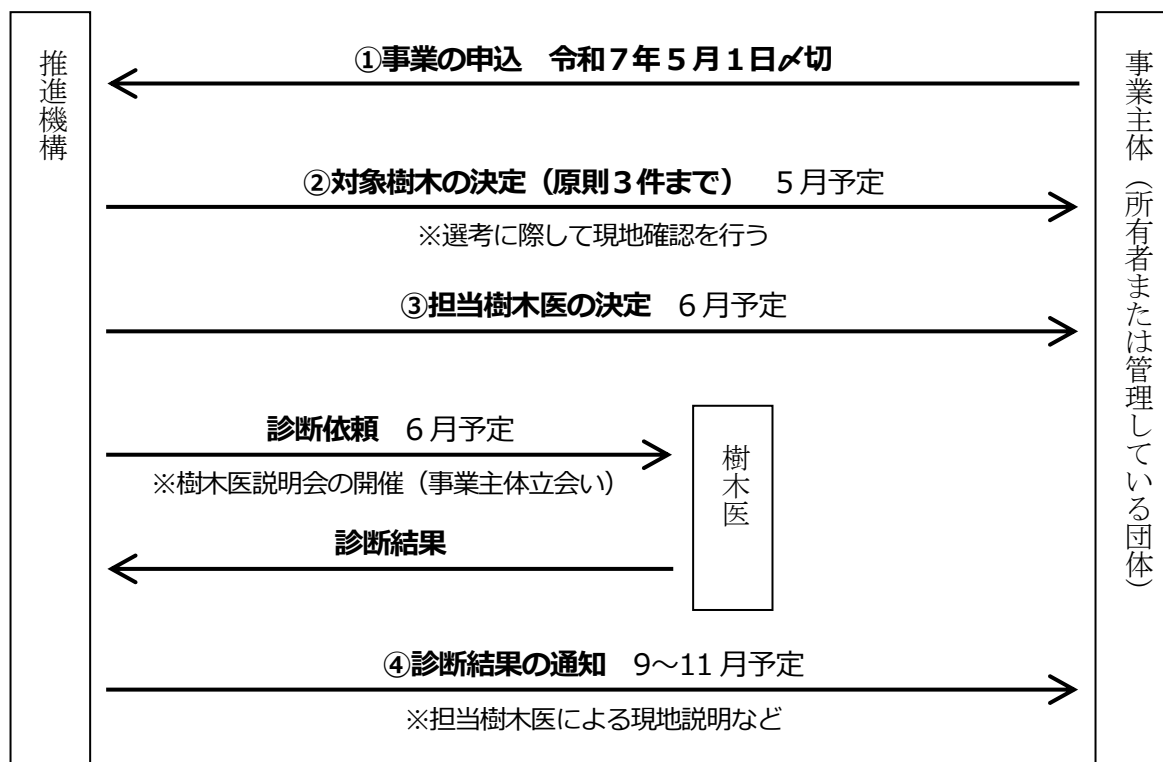
3 担当樹木医の決定

診断を行う樹木医の氏名については、推進機構が市町村文化財担当部局を経由して、事業主体に通知する。

4 診断結果の通知

診断の結果については、推進機構が市町村文化財担当部局を経由して、事業主体に通知する。

<事業の流れ>



注1) 手続きは当該市町村文化財担当部局を経由して行う。

注2) 県指定天然記念物が対象の場合は、県文化財担当部局に対して、推進機構より各段階(②、④)で報告する。